

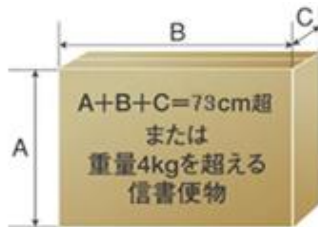
特定信書便事業の概要

特定信書便事業とは、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書(信書と同封される信書以外のものを含む)を配達する事業のことです。次の3つのいずれかに該当する送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

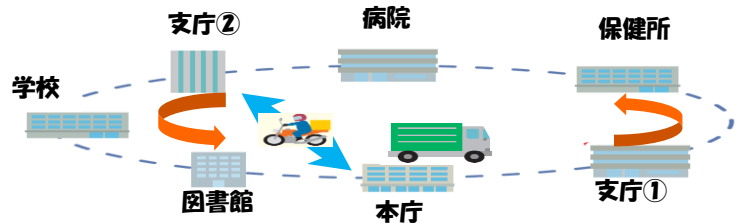
※信書については、総務省ホームページ「信書のガイドライン」をご参照ください。 https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

① 1号役務(大型信書便サービス)

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



< サービス事例 >



② 2号役務(急送サービス)

○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの



< サービス事例 >



○バイク等による配達(3時間役務)

③ 3号役務(高付加価値サービス)

料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの



800円を超える料金

< サービス事例 >



○インターネット等で受け付けたメッセージ(通信文)を、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカード(信書便物)として配達

九州管内の特定信書便事業者

令和2年11月20日現在

県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
事業者数	27	14	9	7	4	3	8	72